

令和 8 年 4 月

お客様各位

株式会社ハウステック

## KGRN-10 型登録更新による登録番号変更のご案内

謹啓 ますますご隆盛のこととお喜び申し上げます。平素は、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、KGRN-10 型の全国浄化槽推進市町村協議会の登録更新により、新登録証が発行され、登録浄化槽管理票(ABC 管理票)を変更しましたので、以下のとおりご案内いたします。以降に補助金申請をご提出される際は、新しい ABC 管理票および登録証をご使用くださいます様、お願い申し上げます。尚、登録更新前の浄化槽についても補助申請の猶予期間が認められていますので、別紙の参考資料をご参照ください。

敬具

### 記

1. 対象機種 : KGRN-10 型
2. 変更内容 : 登録浄化槽管理票(ABC 管理票)および登録証(登録番号)の変更  
※型式適合認定番号及び型式認定番号は変更ありません。
3. 変更理由 : 全国浄化槽推進市町村協議会の登録更新に伴う変更
4. 添付書類 : 新登録証、(参考資料)登録更新の取り扱いについて
5. 申請切替え時期: 即日有効

※以降の補助金申請より、新登録証にて申請をお願いします。

6. 新旧番号対比表 :

項目	更新前	更新後
登録番号	2441003	2441004

以上

# 登 録 証

住 所 群馬県高崎市栄町1番1号  
氏 名 株式会社ハウステック  
代表取締役社長 新 井 仁

全国浄化槽推進市町村協議会  
会 長 谷 ヶ 崎 照 雄

浄化槽整備事業に係る浄化槽登録要領第6条第1項の規定により、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合する浄化槽として登録されたことを証する。

なお、登録の有効期間は、令和13年4月17日とする。

登 録 番 号	2 4 4 1 0 0 4	登 録 年 月 日	平成20年4月18日
工場の所在地及び名称	茨城県筑西市下江連1250番地 株式会社ハウステック 結城工場		
浄 化 槽 の 名 称	KGRN-5, 7, 10型		
浄化槽の型式認定番号 及び 型式認定年月日	3-22K-H-007 3-22K-H-007-1 3-22K-H-007-2 令和4年10月1日		
備 考	平成20年4月18日付高度処理型合併処理浄化槽（N除去型）として登録 平成20年12月3日付社名、工場の所在地及び名称の変更 ※平成23年2月10日付登録更新 平成23年4月26日付代表者の変更 平成24年10月22日付工場の所在地及び名称の変更 型式認定番号及び型式認定年月日の更新 平成25年7月2日付代表者の変更 平成27年1月8日付代表者の変更 平成27年10月1日付代表者の変更 ※平成27年12月10日付登録更新 平成28年8月2日付住所の変更 平成29年10月26日付型式認定番号及び型式認定年月日の更新 令和元年8月5日付代表者の変更 ※令和2年12月18日付登録更新 令和4年10月1日付型式認定番号及び型式認定年月日の更新 ※令和8年2月19日付登録更新		

事務連絡 第11号  
平成25年5月2日

会 員 各 位

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会  
事務局長 石井 昭雄

平成25年4月12日付全浄協発第2号「登録浄化槽の登録  
更新及び登録変更に際しての取扱いについて」の送付について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から、当連合会の運営につきましては、ご指導、ご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件、全浄協より通知がありましたので、別添のとおり写を送付致します。  
ご査収の程、宜しくお願い申し上げます。



全浄協発第 2号  
平成25年4月12日

一般社団法人全国浄化槽団体連合会  
会長 上山健治郎 様



登録浄化槽の登録更新及び登録変更に際しての取扱いについて

当協議会の事業運営に関しまして、日頃からご協力を賜り深謝申し上げます。

さて、標記のことについて、浄化槽の流通機構上の実情等を考慮するとともに、各市町村における事業の適正かつ円滑な実施を図る観点から検討を行い、環境省と協議した結果、下記のとおり取扱うこととなりましたのでお知らせします。

記

3. 登録更新を行った浄化槽については、設置される浄化槽が、当該浄化槽に係る登録有効期間内に製造された製品であることが確認できる浄化槽に限っては、登録有効期間の満了の日の属する年度の翌年度末までに市町村において補助申請書の受付（浄化槽市町村整備推進事業にあっては、契約の締結）がなされたものについては浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業の対象として取り扱うこととする。
4. 登録変更を行った浄化槽については、登録変更以前の浄化槽についても登録証に記載された登録の有効期間を浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業の対象として取り扱うこととする。ただし、変更前の浄化槽に重大な欠陥があると認められた場合等登録制度の趣旨に反する事実が判明したときは、変更前の登録を取り消すものとする。

- 注 ・更新の意志がない場合は、3か月前には確定するので、猶予期間なし。  
・全浄協は更新されない浄化槽の情報を随時会員市町村に連絡する。

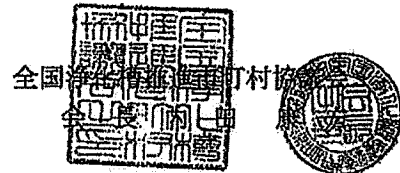
(参考資料)

- 1 環境省への協議文書
- 2 環境省からの回答文書
- 3 登録更新に係る経過措置及び登録変更に係る有効期間の考え方
- 4 登録浄化槽の有効期間の取扱いについて (Q&A)



全浄協発第102号  
平成25年3月18日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
廃棄物対策課 浄化槽推進室長 様



登録浄化槽の登録更新及び登録変更に際しての取り扱いについて

当協議会の事業運営に関しましては、平素からご高配を賜り深謝申し上げます。

さて、当協議会で実施しております浄化槽整備事業に係る登録制度は、関係者のご協力により順調に運営され、諸手続等を逐次進めているところであります。

現在、登録更新に際しての取り扱いについては、平成7年12月27日付衛浄第69号において、登録有効期間の満了日の翌日から起算して60日以内に補助申請がなされたものについて補助対象とすることとしてご了承いただいているところです。

また、登録変更については、変更がなされる以前の浄化槽の有効期間は変更日をもって失効することとなっております。

これら登録更新および登録変更に際しての取り扱いについて、浄化槽の流通機構上の実情を考慮するとともに、各市町村における事業の適正かつ円滑な実施を図る観点から、下記のとおり取り扱いを願いたく、宜しくお取り計らい下さい。

記

1. 登録更新を行った浄化槽については、設置される浄化槽が、当該浄化槽に係る登録有効期間内に製造された製品であることが確認できる浄化槽に限っては、登録有効期間の満了の日の属する年度の翌年度末までに市町村において補助申請書の受付（浄化槽市町村整備推進事業にあつては、契約の締結）がなされたものについては浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業の対象として取り扱うこととする。
2. 登録変更を行った浄化槽については、登録変更以前の浄化槽についても登録証に記載された登録の有効期間を浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業の対象として取り扱うこととする。ただし、変更前の浄化槽に重大な欠陥があると認められた場合等登録制度の趣旨に反する事実が判明したときは、変更前の登録を取り消すものとする。

注 ・更新の意志がない場合は、3か月前には確定するので、猶予期間なし。  
・全浄協は更新されない浄化槽の情報を随時会員市町村に連絡する。



環廃対発第 1303226 号

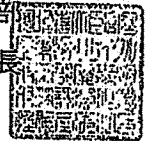
平成 25 年 3 月 22 日

全国浄化槽推進市町村協議会

会長 内田 康宏 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課浄化槽推進室長

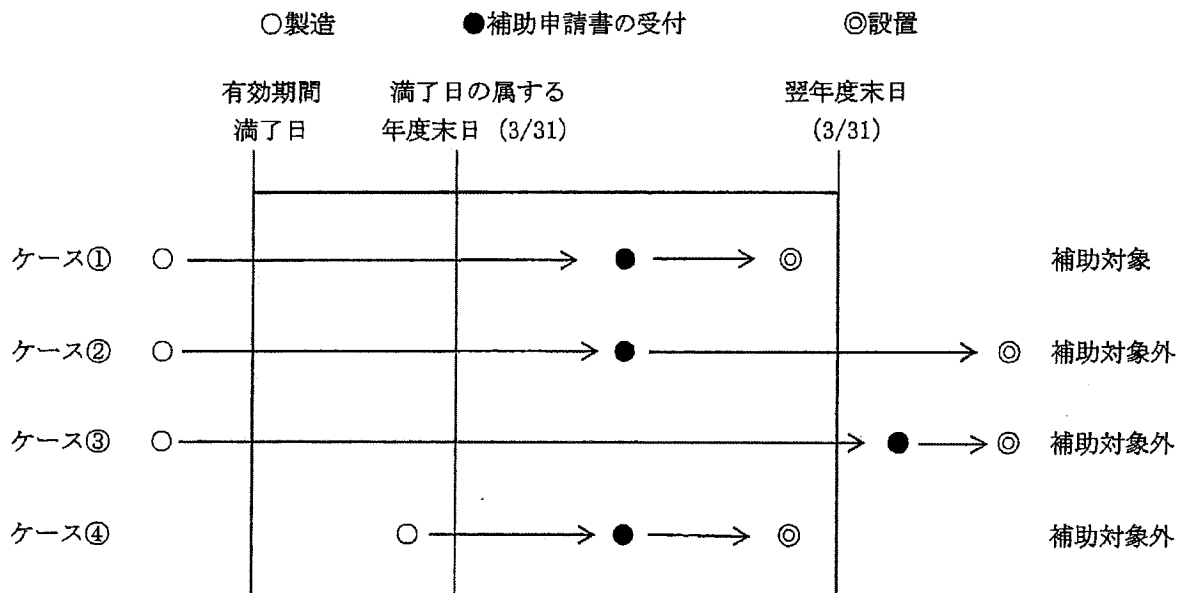


登録浄化槽の登録更新及び登録変更に際しての取扱いについて (回答)

平成 25 年 3 月 18 日付け全浄協発第 102 号により協議のあった標記については、貴協議会の取扱い方針によることとして差し支えありません。

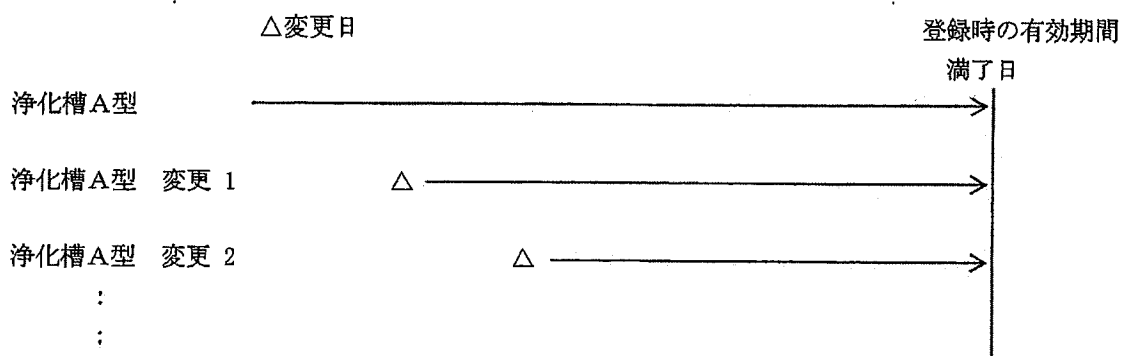
(参考資料)

登録更新に係る経過措置の考え方



※ 補助申請と浄化槽設置は同一年度内に行われることを前提としている。

登録変更に係る有効期間の考え方



※ 変更前の浄化槽についても、登録証に記載された有効期間満了日とする。  
 ただし、変更前の浄化槽に重大な欠陥があると認められた場合等登録制度の趣旨に反する事実が判明したときは、変更前の登録を取り消すものとする。

登録浄化槽の有効期間の取り扱いについて

環境省で定める浄化槽整備事業における国庫補助指針に適合すると判定された浄化槽の登録更新に伴う登録有効期限について、登録更新前の浄化槽の登録有効期間経過後の取り扱いについては、従来、登録有効期間満了の日の翌日から起算して60日以内を補助申請の猶予期間として認められていましたが、この度、下記のとおり変更になりました。

記

1. 登録更新について

旧	新
登録有効期間の満了日の翌日から起算して60日以内に市町村において補助申請書の受付（特定地域生活排水処理事業にあつては、契約の締結）がなされたものであること。	登録有効期間の満了日の日の属する年度の翌年度末までに市町村において補助申請書の受付（浄化槽市町村整備推進事業にあつては、契約の締結）がなされたものであること。

2. 登録変更について

旧	新
猶予期間なし。	登録証に記載された登録の有効期間。

猶予期間確認のQ & A

- Q 補助申請のあった浄化槽が、猶予期間内であることを確認する方法は？
- A 全浄協では、登録更新した浄化槽の情報をホームページに掲載し、会員市町村には、その都度、掲載した旨をお知らせしているため、補助申請書類に添付された登録証の写しに記載された登録番号と照合してください。
- Q 登録更新をされない浄化槽についての確認は？
- A 会員市町村宛にお送りする登録更新の情報とともに、更新されない浄化槽の情報についてもお知らせします。
- Q 3月31日が有効期間の登録浄化槽が登録更新された場合の猶予期間はいつまでか？
- A 翌年の3月31日まで。
- Q 4月1日が有効期間の登録浄化槽が登録更新された場合の猶予期間はいつまでか？
- A 翌々年の3月31日まで